

事例番号:340162

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 5 日

8:00 頃 - 頭痛と持続的な腹痛、全身倦怠感あり

9:55 - 搬送元分娩機関受診後の胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数 80 拍/
分台の徐脈、基線細変動減少を認める

血圧 158/115mmHg

4) 分娩経過

妊娠 35 週 5 日

10:30 常位胎盤早期剥離の診断で当該分娩機関に母体搬送となり入
院、腹部板状硬、超音波断層法で胎児徐脈と胎盤肥厚あり

10:44 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出、子宮溢血所
見あり、凝血塊あり

胎児付属物所見 血性羊水あり、胎盤の 7 割程度の剥離あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 5 日

(2) 出生時体重:2200g 台

(3) 脇帯動脈血ガス分析:pH 6.53、BE -32.3mmol/L

(4) アプローチスコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 4 点

- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(ハグ・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:
 - 出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:
 - 生後 7 日 頭部 MRI で広範に両側大脳半球に拡散強調信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名

〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名、研修医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因是、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 妊娠高血圧症候群が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性があると考える。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 35 週 5 日の 8 時頃またはその少し前の可能性があると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠中の管理[妊娠 33 週 2 日に家庭血圧測定を指示したこと、妊娠 35 週 4 日家庭血圧で拡張期血圧が 90mmHg 以上の際の電話

連絡への対応(再測定し拡張期血圧が90mmHg以上の場合は、再度連絡を指示)】は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠35週5日、妊産婦からの電話連絡への対応(頭痛と持続的な腹痛、全身倦怠感の訴えに対し救急車での来院を指示)は一般的である。
- (2) 来院後の対応(超音波断層法実施、分娩監視装置装着、母体血圧測定)は一般的である。
- (3) 妊産婦の症状(持続的な腹痛、血圧上昇)および超音波断層法所見(胎児徐脈)から常位胎盤早期剥離と診断し、母体搬送したことは選択肢のひとつである。
- (4) 当該分娩機関における母体搬送受け入れ後の対応[妊産婦の症状(腹部板状硬)、超音波断層法所見により胎児徐脈、胎盤肥厚を確認、常位胎盤早期剥離と診断し、帝王切開を決定したこと]は一般的である。
- (5) 帝王切開を決定から13分後に児を娩出したことは適確である。
- (6) 脘帶動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

胎盤病理組織学的検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。